



# まちづくりシンポジウムを開催します

政策企画課 ☎ 42-5612

究所 地域振興デイレクター  
山口祥義 氏

【鼎談】

- ・テーマ「自助・共助・公助でつむぐまちづくり」

株式会社JTB総合研究所 山口祥義氏

安芸高田市長 浜田一義

※鼎談(でいたん): 食物を煮るのに用いた古代中国の金属の器。「鼎」の足のようすに3人が向かい合って、社会の動向などを話し合うこと。



やまぐち よしの  
山口 祥義

安芸高田市  
主催  
【日時】平成26年7月6日(日)  
【会場】クリスタルアーツ  
大ホール  
【基調講演】  
・演題「今、中山間地域に吹く  
風」  
・講師 株式会社JTB総合研

市では、合併後の平成17年度に平成26年度までの長期計画となる「安芸高田市総合計画」を策定し、この計画に基づいて市政を推進してきました。今年度をもって計画期間が終了したことから、市では、新たに平成27年度から10年間を計画期間とする「第2次総合計画」の策定準備に取り掛かっています。

その一環として、まちづくりシンポジウムを開催します。市民のみなさまと、合併10年間を振り返り、また、これからのお芸高田市について、意見交換ができるべと考えています。多數の市民の皆様のご参加をお待ちしています。

・コーディネーター  
広島国際大学教授 吉長成恭  
氏  
【入場料】  
無料



## ふるさと応援寄附金により平成25年度に活用した事業の内容

財政課 42-5623

活用した事業内容	ふるさと応援事業の使途指定項目(左記内訳)
市制施行 10 周年記念事業として各振興会に桜苗木配布【98,100 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人が輝くふるさとづくり事業 (80,000 円)</li> <li>・市長お任せ事業 (18,100 円)</li> </ul>
市制施行 10 周年記念事業として『いっこく堂&マギー審司スーパーライブ』開催【2,765,029 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長お任せ事業 (2,765,029 円)</li> </ul>
「ひろしま安芸高田神楽」幟旗整備 (22 神楽団分) 神楽門前湯治村中割幕整備【2,197,650 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史と文化の香り高いふるさとづくり事業 (1,380,000 円)</li> <li>・市長お任せ事業 (817,650 円)</li> </ul>
サンフレッヂ広島、湧永レオリックの応援幟旗及び旗竿整備【1,181,302 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動が盛んなふるさとづくり事業 (220,000 円)</li> <li>・市長お任せ事業 (961,302 円)</li> </ul>
安芸高田市歴史民俗博物館整備 博物館試着用甲冑備品購入等【578,550 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長お任せ事業 (578,550 円)</li> </ul>
健康倍増計画事業でウォーキング大会開催【375,295 円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長お任せ事業 (375,295 円)</li> </ul>



7月1日から「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」

## 申請受付を開始します

総務課 ☎ 42-5611 子育て支援課 ☎ 47-1283

安芸高田市では「臨時福祉給付金」と並びに「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を開始します。

**申請受付期間**  
7月1日（火）～10月1日（水）  
の3か月間です。（10月1日消印有  
効）  
事項を記入の上、必要書類を添付し  
返送用封筒で返送ください。本庁へ  
各支所に直接持参されても申請を受  
け付けます。

申請に必要なもの

お送りする申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添付してください。

添付書類

①給付対象者全員分の本人確認資料として必要なもの（運転免許証、健保証、健康保険証、パスポート、外国人登録証明書などの写し（コピー））

②申請書に記入した振込先口座の確認資料として必要なもの（振込先口座の通帳、キャッシュカードなどの写し（コピー））

※添付書類がない場合は、再度提出のお願いをし、書類が整つてから給付事務の手続きに入ることになりますので、必ず添付していただきます。ようお願いいたします。

お問い合わせ先

総務課　臨時福祉金担当

**■申請書の送付方法**

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者あてに子育て世帯臨時特例給付金申請書及び関係書類を同封し、郵送します。（公務員の方は、所属する所長が申請書と証明書を発行しますので、別途申請書は郵送しません。）

**■支給対象者**

基準日（平成26年1月1日）に安芸高田市の住民基本台帳に記載されている方で、以下の条件を満たした方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者（平成26年1月1日に生まれた児童を養育している受給者を含む。）  
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

ただし、臨時福祉給付金対象者及び生活保護の被保護者となつている方は、対象外です。

**■対象児童**

支給対象者の平成26年1月分の旧童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。

**■支給額**

対象児童1人につき1万円

**■申請手続き**

申請書類等を公務員受給者以外の

**一般の児童手当受給者**  
お送りする申請書に必要事項を記入の上、申請してください。児童手当の振込口座以外を希望される方は、この他にも必要な書類があります。

○支給対象者が次のいずれかの場合は、5千円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、  
遺族基礎年金の受給者など
- ・児童扶養手当、特別障害者手当

## 【子育て世帯臨時特例給付金】

書が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類を添付し、窓口へ持参もしくは郵送してください。

**■申請受付期間**

7月1日（火）～10月1日（水）の3ヶ月間です。（10月1日消印有効）